保育料徵収基準額表(令和6年度)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			3歳未満児(O~2歳クラス)		3歳以上児(3~5歳クラス)	
階層区分	定		3号認定		2号認定	
	<u>/</u> _	我	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		O円			
第2階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	0円 8,500円		O円	
第3階層		所得割額 48,600円 未満				
第4階層-1		所得割額 48,600円 以上 73,000円 未満	15,000円			
第4階層-2		所得割額 73,000円 以上 97,000円 未満	21,000円			
第5階層-1		所得割額 97,000円 以上 110,000円 未満	23,000円			
第5階層-2		所得割額 110,000円 以上 135,000円 未満	25,600円			
第5階層-3		所得割額 135,000円 以上 169,000円 未満	31,000円			
第6階層-1		所得割額 169,000円 以上 201,000円 未満	33,000円			
第6階層-2		所得割額 201,000円 以上 255,000円 未満	35,000円 39,000円 41,000円			
第6階層-3		所得割額 255,000円 以上 301,000円 未満				
第7階層		所得割額 301,000円 以上				

備考

- 〇この表の第3階層以上の所得割を計算する場合には、調整控除額・税額調整措置における調整額以外の税額控除(配当控除・住宅借入控除など)は適用されません。
- 〇4~8月分までの利用者負担額の算定は令和5年度市町村民税額、9~翌年3月分までの利用者負担額の算定は令和6年度市町村 民税額で行います。<u>なお、3~5歳児の利用者負担額は無償となります。</u>
- 〇支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の利用者負担額となります。

朝日町では多子世帯の経済的負担を軽減するため、同時入所に限らず、同一世帯における第2子の保育料を半額、第3子以降は無料としています。

- 〇このほか下記のとおり軽減措置があります。
 - ・所得割課税額57,700円未満の場合第1子・・・半額 第2子以降・・・無料

【ひとり親世帯・在宅障害児(者)を有する世帯等】 所得割課税額77,101円未満の場合 無料